

改正

平成20年12月1日

平成25年4月1日

平成30年8月1日

令和4年4月1日実施

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条にもとづく就学指定校変更の要件および手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、「就学指定校」とは、青梅市立学校の通学区域に関する規則（平成16年教育委員会規則第14号）第3条の規定により青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する青梅市立小学校または中学校（以下「市立学校」という。）をいう。

3 変更の要件

教育委員会は、保護者の申立ての内容が別表に掲げる事由に該当し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、就学指定校を変更することができる。

- (1) 就学を希望する市立学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入可能な児童数または生徒数の範囲内であること。
- (2) 当該保護者が次に掲げる事項について承諾していること。
 - ア 保護者の責任において児童・生徒の通学の安全を期すること。
 - イ 変更期間終了後は、変更前の就学指定校に就学すること。
 - ウ 通学にかかる経費は、すべて保護者が負担すること。
 - エ 通学は、公共交通機関、徒歩または保護者の送迎により行うこととし、自転車による通学は、行わないこと。
 - オ 変更し就学した学校において、変更事由の対象となった状態が必ず継続するものではないこと。

4 変更の申立て

就学指定校変更の申立ては、指定校変更願（別記様式）に別表に掲げる必要書類を添付して教

育委員会に提出することにより行うものとする。

5 審査等

教育委員会は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、就学指定校変更の可否について申立者に通知するものとする。

6 就学校への通知

教育委員会は、就学指定校を変更したときは、当該学校に変更の旨を通知するものとする。

7 届出

保護者は、第4項の申立内容に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出るとともに、教育委員会の指示に従うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、就学指定校の変更に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

9 実施期日

この要綱は、平成19年10月1日から実施し、平成20年4月1日以後の入学または転入学から適用する。

10 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成20年12月1日から実施し、平成21年4月1日以後の入学または転入学から適用する。

(2) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

(3) この要綱の一部改正は、平成30年8月1日から実施し、平成31年4月1日以後の入学または転入学から適用する。

(4) この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施し、改正後の別表の規定は同年4月2日以後の転入学および令和5年4月1日の入学から適用する。

別表（第3項・第4項関係）

事由	内容	対象学年	変更期間	添付書類
1 身体的理由による場合	身体上の理由により、指定された学校への通学が困難または不都合と認められるとき。	小中学校の全学年	最長卒業まで	医師の診断書、身体障害者手帳等
2 家庭的事情による場合	保護者が就労等の事由により、放課後等における児童の保護監督が著しく困難	小学校の全学年	当該事由解消まで	保護者全員の就労証明書お

合	な状況で、別居の親族等が保護監督を行う場合または保護者勤務先等において保護受託する場合であって、当該親族等の住所または勤務先等の所在地を通学区域とする小学校へ通学を希望するとき。			よび保護監督する者(施設)の受託証明書
3 市内転居による場合	(1) 転居後も現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。	小中学校の全学年	最長卒業まで	保護者の理由書
	(2) 住宅の建替え等により、一時的に他の学区に転居するが、1年以内に元の住所地に戻ることが確実なため、元の住所地の学校に引き続き通学を希望するとき。			最長1年を限度とし、当該書、工事請負事由解消まで契約書、建物賃貸借契約書等
	(3) 1年以内に、転居することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校に通学を希望するとき。			最長1年を限度とし、転居の日まで契約書、工事請負建物賃貸借契約書等
4 地域的事由による場合	自宅から通学距離が最短の市立学校が指定校でない場合で、通学距離が最短の市立学校への通学を希望するとき。(第三小学校および新町小学校への変更を除く。)	小中学校の全学年。ただし、入学または学区外からの転居時に限る。	卒業まで	保護者の理由書および念書
5 小規模特別認定校制度による場合	「青梅市立小規模特別認定校設置要綱」にもとづき、小規模特別認定校への入学・転学が認められたとき。	各年度ごとに「小規模特別認定校児童・生徒募集要項」で定める。	卒業まで	
6 部活動の有無による	指定校に希望する部活動がなく、当該部活動がある隣接中学校に入学を希望す	中学校の全学年。ただし、	卒業まで	保護者の理由書および念

場合	る場合で、その部活動の内容を1年以上継続的に行っているとき。ただし、希望する部活動が隣接校にない場合または2校以上ある場合は、自宅からの通学距離が最短の中学校とする。	入学または市外からの転入時に限る。		書、在籍学校長の意見書、受入れ校での面談記録、部活動等の実績調書
7 教育的配慮による場合	(1) いじめ、不登校等学校生活に起因して、在籍校に通学することが困難な状況であり転校することが教育指導上必要であると認められるとき。	小中学校の全学年	当該理由解消まで（毎年度更新）	相談機関または医療機関の意見書、校長の事実確認書、保護者の理由書
	(2) 指定校を変更し通学、卒業した児童が中学入学の際、卒業した小学校の児童が通常進学する中学校への入学を希望するとき。ただし、当該小学校から通常進学する中学校が複数校ある場合は、通学距離が最短の中学校とする。	中学校入学時	最長卒業まで	なし
	(3) 兄または姉が指定校を変更し、すでに通学している学校への入学を希望するとき。ただし、当該兄または姉が5に定める小規模特別認定校制度により入学・転学が認められた学校を除く。	小中学校の全学年	最長卒業まで	なし
8 その他	特別な理由があると教育委員会が認める場合	小中学校の全学年	必要と認められる期間	教育委員会が必要と認める書類

備考 通学距離とは、市立学校が指定する通学路を基準に計測する距離をいう。

様式（省略）